

福祉制度一覧表【難病患者等】

2025年（令和7年）4月1日現在

制度の種類	内容・要件等	手続きに必要なもの	申請・相談窓口
補装具費の支給	補装具・車椅子・歩行器・重度障がい者用意思伝達装置等の支給 ※障がい部位・程度による制限あり。 ※補装具の種類により判定が必要。判定会の日程等についてはお問い合わせください。 ※18歳以上の人は所得制限あり。	<p>診断書・意見書・特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証（所持している場合）・印鑑・申請書・個人番号（マイナンバー）等</p> <p>※介護保険適用者を除く。事前申請が必要。</p> <p>※原則1割負担（上限あり）</p> <p>特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は診断書・申請書・個人番号（マイナンバー）等</p> <p>※原則介護保険適用者を除く。</p>	<p>障がい福祉課 TEL 928-1062 TEL 928-1063 TEL 928-1208 TEL 928-1261 FAX 928-1730</p> <p>松永保健福祉課 TEL 930-0410 FAX 934-4882</p> <p>北部保健福祉課 TEL 976-8803 FAX 976-8150</p> <p>東部保健福祉課 TEL 940-2572 FAX 947-5658</p> <p>神辺保健福祉課 TEL 962-5005 FAX 963-9009</p> <p>沼隈支所 （保健福祉担当） TEL 980-7704 FAX 987-2382</p> <p>新市支所 （保健福祉担当） TEL 0847-52-5515 FAX 0847-52-6916</p>
日常生活用具費及び住宅改修費の給付	移動移乗支援用具・移動用リフト・体位変換器・特殊寝台・特殊マット・特殊便器・入浴補助用具・便器・住宅改修・訓練用ベッド・自動消火器・たん吸引器・ネプライザー・パルスオキシメーター・特殊尿器 ※障がい部位・程度による制限あり。 ※住宅改修は事前に相談が必要。 ※18歳以上の人は所得制限あり。		
相談	地域生活への移行や定着のための支援を受ける。		
通所サービス	施設等において、機能訓練、生活訓練や就労のための支援を受ける。		
施設入所	施設に入所し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護を受ける。		
居宅介護	身体介護（食事・入浴の介護）、家事援助（調理・洗濯・買物）、移動支援（外出）、通院等介助を受ける。		
障がい児通所支援	発達に課題のある児童が基本的な動作指導、集団生活への適応訓練を受ける。		
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を受ける。		
日中一時支援	事業所において日中活動や見守り、食事、送迎等のサービスを受ける。		
高額障がい福祉サービス	世帯で障がい福祉サービス、介護保険サービス、補装具、障がい児通所支援の定率負担部分の合計が一定額を超えないように助成。 65歳を迎えて、障がい福祉サービスから介護保険に移行した障がい者の、介護保険サービスに係る利用者負担を助成。 ※サービスの種類、所得制限等あり。	利用したサービスの受給者証・利用者負担の分かる領収書・手帳・印鑑・預金通帳 ※高額障がい福祉サービスは個人番号（マイナンバー）要	
広島県思いやり駐車場利用証	思いやり駐車場として登録された駐車場を利用する。 ※この制度は、対象となる駐車スペースを利用しやすくするためのもので、全ての障がい者用等駐車場で利用できるものではありません。また、利用証所持者が、必ず駐車できることを保証するものではありません。	特定疾患医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証・代理人の場合は代理人の身分証明書	保健予防課 TEL 928-1127 FAX 921-6012

■ 相談窓口

相談窓口

○障がい者基幹相談支援センター「クローバー」(福山市社会福祉協議会)

◆障がい者総合相談・子ども発達相談

障がいの種別・年齢にかかわらず相談に応じます。子ども(就学後)の発達に関する不安や、悩みをもつ保護者等の相談にも応じます。

【所在地】 福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号(福山すこやかセンター内) 【連絡先】 TEL 973-0968
FAX 926-7111

◆障がい者虐待防止センター

虐待の通報、相談を受け付けます。

【所在地】 福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号(福山すこやかセンター内) 【連絡先】 TEL 928-1354
FAX 926-7111

○権利擁護支援センター(福山市社会福祉協議会)

障がいのある人や高齢者の成年後見制度に関する相談等、権利擁護のための相談や支援を行います。

【所在地】 福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号(福山すこやかセンター内) 【連絡先】 TEL 928-1353

○東部こども家庭センター(旧福山児童相談所)

18歳未満の児童のいろいろな問題について、児童福祉司や心理判定員などの専門職員が助言・指導を行っており、児童福祉施設への入所手続きも行っています。また、知的障害者更生相談所の業務も兼務しており、18歳以上の知的障がい者の相談にも応じています。

【所在地】 福山市瀬戸町山北 291 番地 1 【連絡先】 TEL 951-2340

○障がい児等療育支援事業

在宅の障がいのある人の地域での生活を支援するため、訪問又は外来で療育訓練を行います。

◆地域療育支援センター あしすと

【所在地】 福山市卸町 11 番 4 号 【連絡先】 TEL 959-2820 FAX 959-2830

◆草笛学園

【所在地】 福山市加茂町大字下加茂 909 番地 1 【連絡先】 TEL 972-3950 FAX 972-7255

◆児童発達支援センター ひかり園

【所在地】 福山市多治米町六丁目 15 番 28 号 【連絡先】 TEL 982-5860 FAX 982-5850

◆「ゼノ」こぼと園

【所在地】 福山市沼隈町大字草深 1852 番地 1 【連絡先】 TEL 987-3386 FAX 987-3457

◆福山東児童発達支援センター

【所在地】 福山市青葉台一丁目 21 番 2 号 【連絡先】 TEL 999-7722 FAX 999-7733

◆尾道発達相談・療育支援センター あづみ園

【所在地】 尾道市久保町 1811 番地 【連絡先】 TEL 0848-20-7887 FAX 0848-20-7886

◆児童発達支援センター あいあい

【所在地】 尾道市美ノ郷町三成 1612 番地 1 【連絡先】 TEL 0848-40-0073 FAX 0848-48-4161

○サポートファイルをお渡ししています

障がいのある人の生育歴やケアの仕方を、記録・整理できる広島県内共通様式の記録ノートを、障がいのある人及び保護者に希望によりお渡ししています。

配布窓口 障がい福祉課、松永・北部・東部・神辺保健福祉課、新市・沼隈支所、こども発達支援センター、障がい者基幹相談支援センター「クローバー」

○ヘルプマーク、ヘルプカードをお渡ししています

「ヘルプマーク」は義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人等、外見からは配慮や援助を必要としていることがわからない人が配慮・援助を得やすくするためのものです。「ヘルプカード」は災害や緊急時、日常生活で困った時などに、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載し、配慮や援助を周囲に求めるためのものです。どちらも、広島県内在住の希望のある方にお渡ししています。

配布窓口 障がい福祉課、保健予防課、松永・北部・東部・神辺保健福祉課、新市・沼隈支所

※障がいのある人への差別や偏見を取り除く取り組みのひとつとして、内容に影響がない場合は、従来「障害」と表記していたものを、「障がい」と表記しています。